

ケアプラン作成からサービス開始まで

認定結果をもとに、「サービスを利用する方に、いつ・どのようなサービスが・どのくらい必要か」というケアプランを作成します。

在宅でサービスを利用する場合

要介護1～5の方

居宅介護支援事業所へ依頼・相談

窓口で配布している「居宅介護支援事業所一覧」などを参考に事業所を選び、ケアプラン作成を依頼します。

- 居宅介護支援事業所と契約
- 本人または契約した事業所が「居宅介護サービス計画作成依頼届出書」を区に提出します。

ケアマネジメント

アセスメント

ケアマネジャーは、本人の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、どんなサービスが必要かを検討します。

ケアプランの作成

ケアマネジャーは、できるだけ自立した生活が安心して送れるようなプランを本人・家族、サービス事業者などと一緒に検討します。

ケアプランの決定

サービス事業者とサービスの種類や回数を調整、本人・家族の同意の上で本人に合ったプランを確定します。ケアプラン作成費用はかかりません。

サービス事業者と契約

介護サービス（介護給付）の利用開始

ケアプランに基づいてサービスを利用します。